別表１　オプション機能

<table>
<tr><th>種類</th><th colspan="2">提供条件</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１　留守番伝言機能（お留守番サービスＥＸ）</td><td colspan="2">以下の機能をいいます。
（１）　その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能。
（２）　この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能（以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。）。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。
（３）　この機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
（４）　蓄積又は登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
（５）　蓄積又は登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　ボイスメール機能（ボイスメール）</td><td colspan="2">契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）であって、留守番伝言機能の提供を受けているものに限り提供します。
（２）　蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。
（３）　蓄積できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３　ＳＭＳ機能（ＳＭＳ）</td><td colspan="2">ＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールの電話番号を使用して、文字メッセージの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。）を行うことができる機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　ＳＭＳの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備との間の受信又は送信に限ります。）については、データ通信により行います。
　ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありませ</td></tr>
</table>

		ん。 （３）　データ通信により行ったＳＭＳ送信については、データ通信料の支払いを要しません。 （４）　その日においてＳＭＳ送信（番号変換文字メッセージ送受信機能に係る文字メッセージの送信及びＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この（４）から（７）までにおいて同じとします。）の回数が、200 回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線からＳＭＳ送信を行うことはできません。 （５）　そのＬＴＥ契約が、契約移行、番号移行又はＭＮＰ（ＫＤＤＩ株式会社の携帯電話サービス及び当社の無線基地局設備を用いる仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則に定めるものをいいます。）に係るものに限ります。）により締結されたものである場合、その契約移行日、番号移行日又はＭＮＰ日において契約移行前、番号移行前又はＭＮＰ前の電気通信回線から行った文字メッセージの送信（（４）に定めるＳＭＳ送信に相当するものをいいます。）の回数を、（４）に定めるＳＭＳ送信の回数に含めるものとします。 （６）　ＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールの電話番号の変更が変更があった場合、その日における変更前の電話番号に係る契約者回線からのＳＭＳ送信の回数は、変更後の電話番号に係る契約者回線からのＳＭＳ送信の回数に含みません。 （７）　（４）に定める回数（（５）の適用を受けるものを含みます。）を超えてＳＭＳ送信が行われた場合であっても、契約者は、その料金の支払いを要します。 （８）　国際ＳＭＳ（外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。）については、５Ｇサービスの契約者回線に限り行うことができます。 （９）　他社相互接続点（当社が別に定める協定事業者との相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間で受信又は送信されるＳＭＳ又は国際ＳＭＳについては、その協定事業者が定めるところに従ってその形式を変換します。 (10)　この機能を利用して受信又は送信されるＳＭＳについては、そのＳＭＳ長又はその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることがあります。 (11)　(10)に定める場合において、そのＳＭＳの受信又は送信は、１の受信又は送信として取り扱います。 　ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したＳＭＳの受信又は送信は、分割後のＳＭＳ数の受信又は送信として取り扱います。 (12)　他社相互接続点へのＳＭＳ送信については、その協定事業者が定めるところにより行えない場合があります。

		(13)　国際ＳＭＳ送信（国際ＳＭＳの送信をいいます。以下同じとします。)の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 (14)　契約者は、当社が別に定める方法により、次のＳＭＳの受信を行わないようにすることができます。 ア　他社相互接続点からのＳＭＳ イ　国際ＳＭＳ (15)　契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、この機能を利用してＳＭＳを送信することはできません。 (16)　蓄積したＳＭＳは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (17)　当社は、この機能を利用する契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。以下、(20)までにおいて同じとします。)から、ＳＭＳの受信時に当社が必要とする範囲でそのＳＭＳの送信元及び内容を確認し、フィッシング等の詐欺犯罪、マルウェア、ドラッグ、出会い系又はアダルトその他契約者に危険を及ぼす恐れがあると当社が判定したＳＭＳの受信を行わないようにする取扱い（以下「迷惑ＳＭＳブロック」といいます。)を利用する意思表示があったものとみなして取り扱います。 (18)　契約者は、当社が別に定める方法により、その契約者回線について、迷惑ＳＭＳブロックの利用を取りやめる意思表示又は利用を取りやめた迷惑ＳＭＳブロックについて再度の利用を行う意思表示をすることができます。 (19)　当社は、迷惑ＳＭＳブロックの利用中にＳＭＳを受信し又は受信しなかったことにより生じた結果及びこれに係る被害又は損害について、責任を負わないものとします。 (20)　当社は、契約者に対して、迷惑ＳＭＳブロックの安全性、正確性、確実性、有用性のほか、契約者の利用目的や要求に対する適合性等について何ら保証するものではありません。 (21)　前２号の規定は、当社の故意又は重大な過失によって生じた当社の責任に対しては適用されないものとします。 (22)　この機能（迷惑ＳＭＳブロックに係るものを含みます。)に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
４　三者通話機能（三者通話サービス）	通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。	
	備考	（１）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 （２）　削除 （３）　割込通話機能（第１種ＬＴＥデュアルに係るものに限り

		ます。)を利用しているときは、この機能を利用することができません。 （４）　この機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。 （５）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
５　割込通話機能（割込通話サービス）	通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。	
	備考	（１）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 （２）　三者通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。 （３）　この機能を利用し、着信に応答して行う通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が保留中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。 （４）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
６　迷惑電話拒否機能（迷惑電話撃退サービス）	その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限ります。)について、その発信者の電気通信回線の電話番号（10 欄に規定する内線番号を含みます。以下この６欄において同じとします。)を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号に係る以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。	
	備考	（１）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 （２）　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。 （３）　この機能により応答する通話に関する料金については、第 57 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第 67 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 （４）　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。 （５）　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 （６）　契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。 （７）　（６)に規定する数を超えて登録しようとするときは、現

<table>
<tr><td></td><td></td><td>に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。
（８）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>７　削除</td><td colspan="2">削除</td></tr>
<tr><td>８　海外ローミング機能（ａｕ世界サービス）</td><td colspan="2">（１）　外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備において契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。
（２）　この機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。
ア　イ以外のもの
<table>
<tr><th>利用形態</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>渡航先宛通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、発信側の移動無線装置が在圏する海外利用地域と同一の地域宛のもの</td></tr>
<tr><td>日本宛通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、日本宛のもの</td></tr>
<tr><td>渡航先以外宛通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、渡航先宛通話利用及び日本宛通話利用以外のもの</td></tr>
<tr><td>着信通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td></tr>
<tr><td>海外ＳＭＳ利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりＳＭＳ機能を利用したもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
（ア）　上記の規定に関わらず、当社が別に定める海外利用地域間の通話（ａｕ世界サービスについて定めた当社所定のホームページに規定するものに限ります。）については渡航先宛通話利用として取り扱います。
（イ）　外国事業者のＶｏＬＴＥ以外のネットワークを利用した場合、当社は外国事業者から取得した通話明細における通話先電話番号を元に利用形態を判定します。</td></tr>
</table>
イ　データ通信に係るもの
<table>
<tr><th>利用形態</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりＬＴＥ　ＮＥＴ機能を利用したもの</td></tr>
<tr><td>海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能を利用したもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　当社は、海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るオプション機能使用料の適用は、</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		１料金月の課金対象データの総情報量について、 1,024バイトまでごとに１の課金対象データとし、料金表第１表第１（基本使用料等）２（料金額）に規定する料金額を適用します。
	備考	（１）　ＬＴＥデュアル、ＬＴＥシングル又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線（当社が別に定める特定ＳＩＭカードを利用しているものを除きます。）であって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 （２）　（１）の規定によるほか、この機能（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものを除きます。）は、その契約者回線が、ＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この８欄において「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り提供します。 （３）　（１）及び（２）の規定によるほか、この機能（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものに限ります。）は、当社が別に定める場合を除き、その契約者回線について、在圏する海外利用地域に応じた所定の登録が完了した場合に限り、提供します。 （４）　（１）から（３）の規定によるほか、ナンバーシェア副回線については、外国事業者のＶｏＬＴＥのネットワークを利用することができる場合に限り、この機能を提供します。 （５）　当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。 （６）　着信自動通話に関する料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者が、支払っていただきます。 （７）　当社は、移動無線装置へのＳＭＳ送信又は番号変換文字メッセージ送受信機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、（５）の規定に準じて取り扱います。この場合、契約者は、（５）に準じて転送されたＳＭＳ送信又は文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。 （８）　ナンバーシェア副回線（ナンバーシェア主回線が海外ローミング機能定額制の適用を受けるものに限ります。）は、そのＬＴＥサービスの提供開始日の翌日所定の時刻以降、海外ローミングに係るデータ通信を利用することができます。 （９）　当社は、この機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間、海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数、海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用若しくは海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係る情報量又

		は海外ローミング機能定額制の適用に当たり選択した利用時間区分及びその回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数、情報量又は登録の回数は、次のとおり取り扱います。 ア　渡航先宛通話利用、日本宛通話利用又は渡航先以外宛通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。 イ　着信通話利用に係る利用時間は、当社の機器により測定します。 ウ　海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社の機器により測定します。 エ　海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用若しくは海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係る情報量は、当社の機器により測定します。 オ　海外ローミング機能定額制の適用に当たり選択した利用時間区分及びその回数は、当社の機器により測定します。 (10)　それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、この機能を利用して提供を受けられる利用形態（その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。）その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置、その契約者回線について提供を受けているａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの種類又はその外国事業者が定めるところによります。 (11)　この機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求又は通信料明細内訳書の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。 (12)　当社は、（３）に定める所定の登録が必要な場合において、海外でその登録を行った場合、外国事業者等の事情により登録が完了せず、この機能の提供を受けられないことがあります。 (13)　その料金月におけるこの機能に係るオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、その契約者回線について、この機能の利用を制限することがあります。 (14)　当社は、(13)の取扱いにより生じた損害については、その契約者回線に係る基本使用料を上限として賠償します。 (15)　当社は、国際ローミング協定その他外国の法令等により、この機能の利用を制限することがあります。 (16)　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
９　削除	削除	
10　番号変換機能（ＫＤＤＩ　ビジネスコールダ	その契約者回線からの通話の発信時に、内線番号（通常のダイヤル方法における接続先の電気通信番号に代わる短桁の番号（当社が別に定める基準に適合するものに限ります。）であって、あらかじめ当	

<table>
<tr><td>イレクト</td><td>社の電気通信設備に登録されているものをいいます。以下この欄、12 欄及び 13 欄において同じとします。)のダイヤルがあった場合に当社の電気通信設備により通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線（その契約者回線が所属するユーザグループ（内線番号により相互に音声通信の発信が可能なＬＴＥサービスの契約者回線、当社の５Ｇ約款に定める番号変換機能を選択する５Ｇ契約者回線、ＫＤＤＩ株式会社のａｕ約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線又は次表の左欄に規定する特定固定サービスの電気通信回線（同表の右欄の付加機能を選択するものに限ります。以下この欄から 13 欄までにおいて同じとします。)により構成される回線群をいいます。以下この欄から 13 欄までにおいて同じとします。)を構成する電気通信回線をいいます。以下この欄から 13 欄までにおいて同じとします。)接続することができるようにする機能をいいます。
<table>
<tr><th>特定固定サービス</th><th>付加機能</th></tr>
<tr><td>当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスＩ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス若しくはＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス契約約款に定めるＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービスであって、サービスが現に提供されているもの</td><td>左欄の各契約約款（以下この 10 欄から 13 欄までにおいて「特定固定サービス契約約款」といいます。)に定める番号変換サービス（ユーザグループタイプ２に係るものに限ります。)又は番号変換連携サービス（ユーザータイプ２に係るものに限ります。)</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>（１）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。
（２）　この機能の提供を請求する者は、１のユーザグループ及び内線番号として登録する短桁の番号を指定して当社に申し出ていただきます。
　この場合において、その申出が新たにユーザグループを構成する申出であるときは、登録する１のユーザグループについて１のユーザグループ代表回線（そのユーザグループを代表する１のユーザグループ構成回線をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。
（３）　（２)の規定によるほか、この機能の提供を請求する者</td></tr>
</table>

		は、当社が別に定める書面によりこの機能の利用態様をあらかじめ当社に申告していただきます。 （４）　当社は、（２）及び（３）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア　その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 イ　その契約者回線に係る契約者名義が、指定したユーザグループの他のユーザグループ構成回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合し、当社が別に定める手続きを行う場合を除きます。）。 ウ　指定したユーザグループを構成する契約者回線、５Ｇ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線の数の合計が２以上でないとき。 エ　指定したユーザグループに係るユーザグループ代表者（当社又はＫＤＤＩ株式会社とユーザグループ代表回線に係る契約を締結している者をいいます。以下この欄から 13 欄までにおいて同じとします。）から承諾が得られないとき。 オ　その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 カ　ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 キ　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 ク　その申出の内容に不備があるとき。 ケ　その契約者が（３）の規定により申告したこの機能の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 コ　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 （５）　当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。 　ただし、カに定める（４）のコの場合にあっては可能な限り事前に通知を行うものとします。 ア　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 イ　契約者の地位の承継があったとき。 ウ　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 エ　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

		オ　ＬＴＥデュアル以外へのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 カ　（４）のいずれかに該当することとなったとき。 キ　その他この欄の規定に反することとなるとき。 （６）　当社は、この機能を利用して行われた通話が（３）の規定により契約者が申告したこの機能の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属するユーザグループを構成する全て又は一部の契約者回線について、この機能の適用を廃止することがあります。 　この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 （７）　この機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により所属するユーザグループ、内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）又はユーザグループ代表回線の変更の請求をすることができます。 　この場合、当社は、その請求の承諾について、（４）の規定に準じて取り扱います。 （８）　ユーザグループ代表回線を変更しようとするとき又はユーザグループ代表回線についてこの機能（そのユーザグループ代表回線が当社の５Ｇ約款に定める５Ｇ契約者回線であるときは、その契約約款に定める番号変換機能、ＫＤＤＩ株式会社のａｕ約款に定める契約者回線であるときは、それぞれの契約約款に定める番号変換機能、特定固定サービスの電気通信回線であるときは特定固定サービス契約約款に定める番号変換サービスとします。）の廃止があったときは、そのユーザグループ構成回線のうちいずれか１のものをユーザグループ代表回線として指定していただきます。 （９）　（７）又は（８）の場合において、変更後のユーザグループ、内線番号及びユーザグループ代表回線は、その請求を当社が承諾した日から適用します。 (10)　この機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づきユーザグループ代表者である場合に支払いを要することとされた料金その他の債務を支払っていただきます。 　ただし、その料金月の末日又はこの機能の廃止日において、ユーザグループ代表回線が指定されていないときは、ユーザグループ構成回線に係る契約を締結している全ての者が連帯してその支払を要するものとします。 (11)　技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、内線番号を変更していただくことがあります。 　この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知し

		ます。 (12)　契約者は、ユーザグループにＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がそのユーザグループを構成する他網契約者回線についてこの機能の適用の可否を判断するために、そのユーザグループ構成回線に係る情報（この機能の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。 (13)　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
11　保留転送機能	契約者回線から発信し、又は契約者回線に着信した通話（ａｕ約款に定める番号変換機能又は特定固定サービス契約約款に定める番号変換サービス若しくは番号変換連携サービス（それぞれオンネット機能に係るものに限ります。）を利用して行われたもの（ａｕ約款に定める番号変換文字メッセージ送受信機能を利用して行われたものを除きます。）に限ります。以下この欄において「オンネット通話」といいます。）を、その通話中に、その契約者回線（以下この欄において「転送元回線」といいます。）に接続している端末設備の操作等により、第三回線（転送元回線が所属するユーザグループのユーザグループ構成回線であって、そのオンネット通話を現に行っていないものに限ります。以下この欄において同じとします。）に番号変換機能を利用して転送することができる機能。	
	備考	（１）　番号変換機能の提供を受けているＬＴＥサービスの契約者回線に限り提供します。 （２）　この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 （３）　当社は、（２）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア　その契約者回線において、番号変換機能の提供を受けていないとき。 イ　その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ代表者から承諾が得られないとき。 ウ　その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 エ　ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 オ　その申出の内容に不備があるとき。 カ　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 （４）　当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合に

		は、この機能の提供を廃止します。 ア　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 イ　契約者の地位の承継があったとき。 ウ　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 エ　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 オ　ＬＴＥデュアル以外へのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 カ　（３）のいずれかに該当することとなったとき。 キ　その他この欄の規定に反することとなるとき。 （５）　この機能を利用した通話については、オンネット通話と、転送元回線から転送先の第三回線への通話（以下この欄において「転送通話」といいます。）の２の通話として取り扱います。 （６）　転送元回線と転送先の第三回線との間で転送通話が利用できる状態とした時点から、オンネット通話の発信若しくは着信に係る契約者回線等（転送元回線を除きます。）と転送先の第三回線との間の通話が利用できる状態とした時点、転送通話が終了してオンネット通話の発信若しくは着信に係る契約者回線等と転送元回線との間の通話となる時点又はオンネット通話が終了して転送元回線と転送先の第三回線との間の通話となる時点まで、そのオンネット通話又は転送通話をこの機能を利用してさらに転送すること（以下この欄において「再転送」といいます。）はできません。 （７）　オンネット通話及び転送通話を利用して行われている通話中の通話（オンネット通話又は転送通話の一方のみで行われてるものを含みます。）を再転送する場合、（５）の規定に関わらず、その通話中の通話は、１のオンネット通話とみなして取り扱います。 （８）　10 欄の（４）のイの規定により、そのユーザグループに、そのユーザグループ構成回線の契約者名義と異なる契約者名義のユーザグループ構成回線が含まれる場合、この機能の利用に係る通信料明細内訳発行その他の取扱いについては、当社が別に定める手続きを要するものとします。 （９）　当社は、当社の故意又は重過失によるものを除き、この機能の利用に関して、一切の責任を負わないものとします。 (10)　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
12　番号変換文字メッセージ送受信機能（ＷＥＢ）（ＫＤＤＩビジネスコールダイレクト内線ＳＭＳ）	その契約者回線から内線番号（その契約者回線が所属するユーザグループの他のユーザグループ構成回線（契約者回線、当社の５Ｇ約款に定める番号変換機能を選択する５Ｇ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のａｕ約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線に限ります。）に係るものに限ります。）をダイヤルをすることにより、ＳＭＳ送信又は受信を行うことができるようにする機能をいいます。	
	備	（１）　番号変換機能の提供を受けているＬＴＥサービスの契約

	考	者回線に限り提供します。 （２）　削除 （３）　削除 （４）　削除 （５）　当社は、この機能を利用する契約者から、この機能により受信する文字メッセージについて、ＳＭＳ機能（ＳＭＳ）の備考欄中(16)に準じた取扱いを利用する意思表示があったともものとみなして取り扱います。 （６）　前号の取扱いに関するその他の条件については、ＳＭＳ機能（ＳＭＳ）備考欄中(17)乃至(21)の規定に準ずるものとします。 （７）　当社は、この機能を利用した場合に生じたＳＭＳの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。 （８）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
13　削除	削除	
14　ブロードキャスト文字メッセージ受信機能	端末設備の操作等により、当社がブロードキャスト文字メッセージ送信設備（この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備であって、同時に複数の契約者回線に対し文字メッセージを送信するためのものをいいます。）を用いて送信する文字メッセージを受信することができる機能をいいます。	
	備考	（１）　当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。 （２）　契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯において、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完了しないことがあることに同意していただきます。 （３）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
15　ＬＴＥ　ＮＥＴ機能	移動無線装置等の操作等により、専らインターネットとの間でデータ通信、ＭＭＳ（ＬＴＥサービスの電話番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）、＋メッセージ（ＬＴＥサービスの電話番号又は当社若しくは他の携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス（当社所定のものに限ります。）の電気通信番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）及びＬＴＥ　ＮＥＴ電子メール（電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、ＭＭＳに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものを含みます。以下同じとします。）の利用等並びに第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）につ	

	いてＶｏＬＴＥ通話（ＶｏＬＴＥを用いた通話をいいます。以下同じとします。）を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（１）　ＬＴＥサービス、ＬＴＥモジュール又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 　ただし、第３種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥモジュールの契約者回線については、ＭＭＳ、＋メッセージ及びＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールの提供を受けることはできません。 （２）　ＬＴＥ契約者（未成年の者に限ります。）は、この機能の利用に係る請求を行う場合、その請求と同時に当社所定のアプリケーションにより提供するフィルタリングサービス（以下「アプリフィルタリング」といいます。）の適用に係る請求を行っていただきます。請求を行わない場合、アプリフィルタリングの適用を行わないことについて、そのＬＴＥ契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。 （３）　その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているときは、ＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールを利用することができません。 （４）　その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用している場合に限り、ＭＭＳ及びＬＴＥ　ＮＥＴ電子メール（ＭＭＳに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。）を利用することができます。 （５）　その契約者回線について、当社の＋メッセージ利用規約に定める＋メッセージに係る利用契約（以下「＋メッセージ契約」といいます。）を締結している者に限り、同利用規約に基づき＋メッセージを利用することができます。 （６）　その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みがＭＮＰを希望する旨の申出を伴うものであった場合（そのＭＮＰに係る携帯電話事業者から＋メッセージと同等のサービスの提供を受けていた場合であって、そのＭＮＰを希望する旨の申出に先立ち、当社の＋メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用したときに限ります。）、その契約者回線について、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能の提供の請求と同時に＋メッセージ契約の申込みがあり、その請求の承諾と同時にその申込みを承諾したものとして取り扱います。 （７）　当社は、１の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。 （８）　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。 （９）　電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経 過後、消去します。

		(10)　（８）又は（９）の規定により消去された情報は、復元できません。 (11)　当社は、ＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールにおいて、当社が別に定める方法により契約者が指定した電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。 (12)　迷惑メールおまかせ規制（(11)に定める機能であって、当社が「迷惑メールおまかせ規制」の名称で提供する、所定のインターネットセキュリティ会社の判定情報に基づき電子メールの蓄積を行わないようにするものをいいます。以下同じとします。）を利用する契約者は、専ら迷惑メールおまかせ規制の判定精度の向上のために、当社の電気通信設備において受信したＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールに含まれるヘッダ情報、件名、本文その他情報から判定に有効と認めるものとして当社が抽出した情報を、所定のインターネットセキュリティ会社に提供することを同意していただく必要があります。 （注）　所定のインターネットセキュリティ会社は、Hornetsecurity 株式会社とします。なお、判定精度の維持及び向上のため又は法人の合併その他の理由により、インターネットセキュリティ会社を変更する場合があります。 (13)　迷惑メールおまかせ規制は、当社所定の方法で申し出ていただくことにより、廃止することができます。 (14)　その契約者回線から送信したＬＴＥ　ＮＥＴ電子メール（その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して1000に達した場合、以後、同日中においては、その契約者回線からのＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールの送信（その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。）を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても１のメールアドレスとして数えます。 (15)　契約移行があった場合は、契約移行日において契約移行前の電気通信回線から送信した電子メール（当社の５Ｇ約款に定める５Ｇ　ＮＥＴ電子メールをいい、その電気通信回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数を、(14)に定めるメールアドレスののべ数に含めるものとします。 (16)　契約者（その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）は、その移動無線装置に登録された電話番号及びメールアドレス等の当社が別に定める情報を、この機能に係る電気通信設備に保存することができます。 (17)　契約者は、その契約者回線（当社が別に定める移動無線

		装置を利用しているものに限ります。)に係るＬＴＥ　ＮＥＴ電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備（インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。)により、その受信に関する通知が行われることにあらかじめ同意していただきます。 (18)　この機能を利用している契約者回線について、ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（当社が別に定める場合を除きます。)又は契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。 (19)　この機能を利用している契約者回線（特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ｖ又はウォッチナンバープラン（以下この欄において「特定料金種別」といいます。)の適用を受けているものであって、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能の提供を受けていない契約者回線に限ります。)について、この機能の廃止の申出を行う場合、その申出に先立ち、特定料金種別以外の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別への変更を申し出ていただきます。 (20)　この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 　ただし、当社が別に定める場合については、この限りでありません。 (21)　当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。 (22)　この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、１のＬＴＥ　ＮＥＴ電子メール、１のＭＭＳ及び１の＋メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、＋メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。
16　ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能	（１）　当社が別に定める方法によりインターネットとの間でデータ通信及び＋メッセージの利用等を行うことができる機能をいいます。 （２）　ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能には、次の種類があります。 ア　タイプⅠ 　タイプⅡ以外のもの イ　タイプⅡ 　インターネットとの間でデータ通信を行うためのＩＰアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。)として、グローバルＩＰアドレス（社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその	

		他ＩＰアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるＩＰアドレスをいいます。以下同じとします。）を割り当てるもの（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者回線に提供するものを除きます。）。
	備考	（１）　特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ定額制Ⅴの適用を受けている契約者回線については、この機能の提供を請求することはできません。 （２）　タイプⅠについては、第２種ＬＴＥシングル又は第４種ＬＴＥシングルの契約者回線、タイプⅡについては、ＬＴＥサービス、ＬＴＥモジュール又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線であって、それぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 　ただし、第３種ＬＴＥデュアルの契約者回線については、＋メッセージの提供を受けることはできません。 （３）　その契約者回線について、＋メッセージ契約を締結している者に限り、同利用規約に基づき＋メッセージを利用することができます。 （４）　その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みがＭＮＰを希望する旨の申出を伴うものであった場合（そのＭＮＰに係る携帯電話事業者から＋メッセージと同等のサービスの提供を受けていた場合であって、そのＭＮＰを希望する旨の申出に先立ち、当社の＋メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用したときに限ります。）、その契約者回線について、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能の提供の請求と同時に＋メッセージ契約の申込みがあり、その請求の承諾と同時にその申込みを承諾したものとして取り扱います。 （５）　この機能の利用に係るデータ通信料については、そのデータ通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。 （６）　当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。 （７）　この機能の利用開始の方法、１の＋メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、＋メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。
17　テザリング利用機能	当社が別に定める方法により、移動無線装置を他の電気通信設備に接続して行うデータ通信であって、当社が移動無線装置内に指定した接続先との間のデータ通信を行うことができる機能をいいます。	
	備考	（１）　ＬＴＥデュアル、ＬＴＥシングル又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線であって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 （２）　当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の

<table>
<tr><td></td><td></td><td>品質を保証しません。
（３）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>18　削除</td><td colspan="2">削除</td></tr>
<tr><td>19　ＷｉＭＡＸ利用機能</td><td colspan="2">（１）　特定ＭＮＯの電気通信回線設備（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うためのものであって当社が別に定めるものに限ります。）を経由して、データ通信（ＬＴＥ　ＮＥＴ機能若しくはＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能に係るデータ通信又はその他当社が別に定めるデータ通信に限ります。以下この 19 欄において同じとします。）を行うことができる機能をいいます。
（２）　ＷｉＭＡＸ利用機能には、次の種類があります。
ア　タイプⅠ
タイプⅡ以外のもの
イ　タイプⅡ
次号に定める通信モードを選択可能なもの
（３）　ＷｉＭＡＸ利用機能（タイプⅡに限ります。）には、利用可能なデータ通信の種類により、次の通信モードがあり、契約者はこれを選択することができます。
<table><tr><th>通信モード</th><th>内容</th></tr><tr><td>ハイスピードモード</td><td>ＷｉＭＡＸ２＋通信（ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。</td></tr><tr><td>ハイスピードプラスエリアモード</td><td>データ通信の利用が可能なもの</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>（１）　次表に定める契約者回線であって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。
<table><tr><th>種類</th><th>契約者回線</th></tr><tr><td>タイプⅠ</td><td>ア　ＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥシングル及び第４種ＬＴＥシングルを除きます。）の契約者回線であって、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能又はＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能（タイプⅡに限ります。）の提供を受けているもの
イ　ＬＴＥデータプリペイドの契約者回線</td></tr><tr><td>タイプⅡ</td><td>第２種ＬＴＥシングル又は第４種ＬＴＥシングルの契約者回線であって、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能（タイプⅠに限ります。）の提供を受けているもの</td></tr></table>（２）　（１）に定める契約者回線について、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能又はＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能（タイプⅡに限ります。）の請求があった場合は、この機能（タイプⅠに限ります。）の請求があったものとみなして取り扱います。
（３）　この機能（タイプⅠに限ります。）の提供を受けている契</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>約者回線について、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能及びＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能（タイプⅡに限ります。）の廃止があった場合は、この機能（タイプⅠに限ります。）の廃止の請求があったものとみなして取り扱います。
（４）　特定ＭＮＯの電気通信回線設備の状況等により、この機能を利用できない場合があります。
（５）　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20　ナンバーシェア機能
（ナンバーシェア）</td><td colspan="2">以下の機能をいいます。
（１）　ナンバーシェア主回線（この機能の提供を受ける契約者回線をいいます。以下同じとします。）の電話番号を使用して、ナンバーシェア副回線（ナンバーシェア主回線の契約者が指定した第３種ＬＴＥデュアル又は当社の５Ｇ約款に定める第３種５Ｇデュアルの契約者回線をいいます。以下同じとします。）から通話（緊急通報通話を除きます。）を行うことができる機能。
（２）　ナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線への通話について、ナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線に着信させ、先に応答した契約者回線において通話を行うことができる機能。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）　ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
（２）　この機能を請求する契約者は、１のナンバーシェア主回線及び１のナンバーシェア副回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
（３）　当社は、（２）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
ア　その申出が、指定したナンバーシェア副回線に係るＬＴＥ契約又は５Ｇ契約の申込みと同時に行われたものでないとき。
イ　ナンバーシェア主回線について、データ総量規制の一時解除の適用を受けていないとき。
ウ　指定したナンバーシェア副回線が、他の契約者回線に係るナンバーシェア副回線として指定されたものであるとき。
エ　ナンバーシェア主回線に係るナンバーシェア副回線の数が２以上となるとき。
オ　ナンバーシェア主回線に係る契約者名義が、指定したナンバーシェア副回線に係る契約者名義と異なるとき。
カ　ナンバーシェア主回線に係る契約者の住所が、指定したナンバーシェア副回線に係る契約者の住所と異なるとき。
キ　ナンバーシェア主回線について、料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）の提供を受けているとき。
ク　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
（４）　（２）に規定する申出が５Ｇ契約（その５Ｇ契約者回線に</td></tr>
</table>

		ついて、当社の５Ｇ約款に定めるナンバーシェア機能の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものである場合、(３)のアを適用しません。 （５）　当社は、ナンバーシェア副回線からの通話（緊急通報通話を除きます。)について、その通話をナンバーシェア主回線からの通話とみなして、そのナンバーシェア主回線が適用を受けている基本使用料の料金種別、通話料の減額適用等、オプション機能及び付随サービス等に応じて、通話料の適用、オプション機能の提供及び付随サービスの提供等を行います。 （６）　ナンバーシェア副回線は、ナンバーシェア主回線が外国事業者のＶｏＬＴＥ以外のネットワークに接続している場合その他当社が別に定める場合には、通話の着信及び着信通話利用の提供を受けることができません。 （７）　ナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線で利用する移動無線装置で有効になっているＯＳバージョンによっては、この機能を利用することができない場合があります。 （８）　当社は、この機能の提供を受けているナンバーシェア主回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。 ア　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 イ　契約者の地位の承継があったとき。 ウ　ＬＴＥデュアル以外へのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 エ　共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があったとき。 オ　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。 カ　電話番号の変更があったとき。 キ　その他(３)のいずれかに該当することとなったとき。 （９）　ＬＴＥ契約者は、この機能の提供を開始した日に、その提供の廃止を申し出ることはできません。 (10)　この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
21　ＲＣＳ機能	当社のＲＣＳ利用規約に定めるＲＣＳをいいます。	
	備考	（１）　この機能を利用する契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。以下この欄において同じとします。)は、情報の第三者への提供に関する以下の内容について同意していただく必要があります。 ア　当社、ＫＤＤＩ株式会社及びJibe Mobile Inc.（米国）それぞれが以下の情報を取得、相互提供及び利用すること。なお、以下の情報は、この機能の提供、運営（迷惑及び不正行為の防止を含む）及び改善のための調査・分析を目的に、必要な期間内において、利用します。

		①　利用者情報（電話番号、ＩＭＳＩ（国際移動電話加入者識別番号）、ご利用中の携帯電話事業者等） ②　送受信情報（送受信日時、送受信先の電話番号/ネットワーク情報、送受信メッセージの内容（添付ファイルを含みます。以下この欄において同じとします。）、送受信結果、グループチャット識別子） ※送受信メッセージの内容は、この機能の提供以外の目的では利用しません。また、メッセージの内容は　確認しません。 イ　契約者がＭＮＰを利用して他の携帯電話事業者に移転し、移転先でこの機能の情報を引き継ぐ場合、引き継ぎのために必要な範囲において、Jibe Mobile Inc.（米国）が当該事業者に対して上記の送受信情報のうち受信に係る情報（以下この欄において「受信情報」といいます。）のみを提供すること。同様に、他の携帯電話事業者の契約者がＭＮＰを利用して当社に移転し、当社においてこの機能の情報を引き継ぐ場合、受信情報を Jibe Mobile Inc.（米国）が当社に対して提供すること。 （２）　契約移行又は番号移行によりＬＴＥ契約を締結した場合であって、契約移行又は番号移行を行う前に、それぞれの契約約款に定めるＲＣＳ機能に係る情報の第三者への提供に関する内容について同意していただいていたときは、当社はその情報を継続して適用します。 （３）　この機能に関する提供条件については、ＲＣＳ利用規約その他当社が別に定めるところによります。
22　ａｕ　Ｓｔａｒｌｉｎｋ　Ｄｉｒｅｃｔ機能	当社のａｕ　Ｓｔａｒｌｉｎｋ　Ｄｉｒｅｃｔ提供条件書に定めるａｕ　Ｓｔａｒｌｉｎｋ　Ｄｉｒｅｃｔをいいます。	
	備考	（１）　衛星直接通信用の契約者回線であって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 （２）　この機能に関する提供条件についてはａｕ　Ｓｔａｒｌｉｎｋ　Ｄｉｒｅｃｔ提供条件書その他当社が別に定めるところによります。
23　ＪＡＰＡＮローミング™機能	当社のＪＡＰＡＮローミング™提供条件書に定めるＪＡＰＡＮローミング™をいいます。	
	備考	（１）　当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 （２）　この機能に関する提供条件については、ＪＡＰＡＮローミング™提供条件書その他当社が別に定めるところによります。

別表２　海外ローミング機能（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものを除きます。）の海外利用地域

以下のａｕ世界サービスについて定めたＷＥＢサイトに規定するところによります。
https://www.au.com/mobile/service/global/au-world-service/area-charge

別表３　海外ローミング機能（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものに限ります。）の海外利用地域

以下のａｕ世界サービスについて定めたＷＥＢサイトに規定するところによります。
https://www.au.com/mobile/service/global/au-world-service/area-charge

別表４　削除

別表５　ａｕ国際通話（ａｕ国際通話定額を適用するものに限ります。)の通話先地域

地域
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。)、インド、オーストリア、オランダ王国、カナダ、グアム、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、タイ王国、ネパール王国、ノルウェー王国、ハワイ、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。)